

◎重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表

○重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）〔抄〕（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態（以下「<u>周辺事態</u>」という。）に対応して我が国が実施する措置、その実施の手續その他の必要な事項を定め、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「<u>日米安保条約</u>」という。）の効果的な運用に寄与し、我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする。</p> <p>（<u>周辺事態への対応の基本原則</u>）</p> <p>第二条 政府は、<u>周辺事態に際して、適切かつ迅速に、後方地域支援、後方地域搜索救助活動、周辺事態に際して実施する船舶検査活動に</u></p>	<p>重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態（以下「<u>重要影響事態</u>」という。）に際し、合衆国軍隊等に対する後方支援活動等を行うことにより、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「<u>日米安保条約</u>」という。）の効果的な運用に寄与することを中核とする重要影響事態に対処する外国との連携を強化し、我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする。</p> <p>（<u>重要影響事態への対応の基本原則</u>）</p> <p>第二条 政府は、<u>重要影響事態に際して、適切かつ迅速に、後方支援活動、搜索救助活動、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活</u></p>

関する法律（平成十二年法律第四百十五号。以下「船舶検査活動法」という。）に規定する船舶検査活動その他の周辺事態に対応するため必要な措置（以下「対応措置」という。）を実施し、我が国の平和及び安全の確保に努めるものとする。

2
〔略〕

〔削る〕

〔削る〕

3・4
〔略〕

（定義等）

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

〔削る〕

動に関する法律（平成十二年法律第四百十五号）第二条に規定する船舶検査活動（重要影響事態に際して実施するものに限る。以下「船舶検査活動」という。）その他の重要影響事態に対応するため必要な措置（以下「対応措置」という。）を実施し、我が国の平和及び安全の確保に努めるものとする。

2
〔略〕

3 後方支援活動及び搜索救助活動は、現に戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。）が行われている現場では実施しないものとする。ただし、第七条第六項の規定により行われる搜索救助活動については、この限りでない。

4 外国の領域における対応措置については、当該対応措置が行われることについて当該外国（国際連合の総会又は安全保障理事会の決議に従って当該外国において施政を行う機関がある場合にあつては、当該機関）の同意がある場合に限り実施するものとする。

5・6
〔略〕

（定義等）

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 合衆国軍隊等 重要影響事態に対処し、日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行うアメリカ合衆国の軍隊及びその他の国際連合憲章の目的の達成に寄与する活動を行う外国の軍隊そ

一 後方地域支援 周辺事態に際して日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行っているアメリカ合衆国の軍隊（以下「合衆国軍隊」という。）に対する物品及び役務の提供、便宜の供与その他の支援措置であつて、後方地域において我が国が実施するものをいう。

二 後方地域搜索救助活動 周辺事態において行われた戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。）によつて遭難した戦闘参加者について、その搜索又は救助を行う活動（救助した者の輸送を含む。）であつて、後方地域において我が国が実施するものをいう。

三 後方地域 我が国領域並びに現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる我が国周辺の公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。以下同じ。）及びその上空の範囲をいう。

四 「略」

2 後方地域支援として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供（次項後段に規定するものを除く。）は、別表第一に掲げるものとする。

3 後方地域搜索救助活動は、自衛隊の部隊等（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第八条に規定する部隊等をいう。以下同じ。）が実施するものとする。この場合において、後方地域搜索救

の他これに類する組織をいう。

二 後方支援活動 合衆国軍隊等に対する物品及び役務の提供、便宜の供与その他の支援措置であつて、我が国が実施するものをいう。

三 搜索救助活動 重要影響事態において行われた戦闘行為によつて遭難した戦闘参加者について、その搜索又は救助を行う活動（救助した者の輸送を含む。）であつて、我が国が実施するものをいう。

〔新設〕

四 「略」

2 後方支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供（次項後段に規定するものを除く。）は、別表第一に掲げるものとする。

3 搜索救助活動は、自衛隊の部隊等（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第八条に規定する部隊等をいう。以下同じ。）が実施するものとする。この場合において、搜索救助活動を行う自衛隊

助活動を行う自衛隊の部隊等において、その実施に伴い、当該活動に相当する活動を行う合衆国軍隊の部隊に対して後方地域支援として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供は、別表第二に掲げるものとする。

(基本計画)

第四条 内閣総理大臣は、周辺事態に際して次に掲げる措置のいずれかを実施することが必要であると認めるときは、当該措置を実施すること及び対応措置に関する基本計画（以下「基本計画」という。）の案につき閣議の決定を求めなければならない。

一 前条第二項の後方地域支援

二 前号に掲げるもののほか、関係行政機関が後方地域支援として実施する措置であって特に内閣が関与することにより総合的かつ効果的に実施する必要があるもの

三 後方地域搜索救助活動

四 船舶検査活動法第二条に規定する船舶検査活動（以下「船舶検査活動」という。）

2 基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 周辺事態に関する次に掲げる事項

イ・ロ 〔略〕

二 〔略〕

三 前項第一号又は第二号に掲げる後方地域支援を実施する場合における次に掲げる事項

の部隊等において、その実施に伴い、当該活動に相当する活動を行う合衆国軍隊等の部隊に対して後方支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供は、別表第二に掲げるものとする。

(基本計画)

第四条 内閣総理大臣は、重要影響事態に際して次に掲げる措置のいずれかを実施することが必要であると認めるときは、当該措置を実施すること及び対応措置に関する基本計画（以下「基本計画」という。）の案につき閣議の決定を求めなければならない。

一 前条第二項の後方支援活動

二 前号に掲げるもののほか、関係行政機関が後方支援活動として実施する措置であって特に内閣が関与することにより総合的かつ効果的に実施する必要があるもの

三 搜索救助活動

四 船舶検査活動

2 基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 重要影響事態に関する次に掲げる事項

イ・ロ 〔略〕

二 〔略〕

三 前項第一号又は第二号に掲げる後方支援活動を実施する場合における次に掲げる事項

- イ 当該後方地域支援に係る基本的事項
- ロ 当該後方地域支援の種類及び内容
- ハ 当該後方地域支援を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

〔削る〕

- ニ その他当該後方地域支援の実施に関する重要事項

- 四 後方地域搜索救助活動を実施する場合における次に掲げる事項

- イ 当該後方地域搜索救助活動に係る基本的事項

- ロ 当該後方地域搜索救助活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

- ハ 当該後方地域搜索救助活動の実施に伴う前条第三項後段の後方地域支援の実施に関する重要事項（当該後方地域支援を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項を含む。）

〔削る〕

- ニ その他当該後方地域搜索救助活動の実施に関する重要事項

- 五 船舶検査活動法第四条に規定する事項

- イ 当該後方支援活動に係る基本的事項
- ロ 当該後方支援活動の種類及び内容
- ハ 当該後方支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

- ニ 当該後方支援活動を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、当該後方支援活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間

- 四 搜索救助活動を実施する場合における次に掲げる事項

- イ 当該搜索救助活動に係る基本的事項

- ロ 当該搜索救助活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

- ハ 当該搜索救助活動の実施に伴う前条第三項後段の後方支援活動の実施に関する重要事項（当該後方支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項を含む。）

- ニ 当該搜索救助活動又はその実施に伴う前条第三項後段の後方支援活動を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、これらの活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間

- ニ その他当該搜索救助活動の実施に関する重要事項

- 五 船舶検査活動を実施する場合における重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律第四条第一項に規定する

六〇九 〔略〕

〔削る〕

3| 第一項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(国会の承認)

第五條 内閣総理大臣は、前条第一項の規定により基本計画の決定があつたときは、当該基本計画に定める自衛隊の部隊等が実施する後方地域支援、後方地域搜索救助活動又は船舶検査活動の実施前に、当該基本計画（これらの対応措置に係る部分に限る。以下この条において同じ。）につき国会の承認を得なければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで当該後方地域支援、後方地域搜索救助活動又は船舶検査活動を実施することができる。

2 前項ただし書の規定により国会の承認を得ないで後方地域支援、後方地域搜索救助活動又は船舶検査活動を実施した場合には、内閣総理大臣は、速やかに、当該基本計画につき国会の承認を求めなければならない。

3 政府は、前項の場合において不承認の議決があつたときは、速や

事項

六〇九 〔略〕

3 前条第二項の後方支援活動又は搜索救助活動若しくはその実施に伴う同条第三項後段の後方支援活動を外国の領域で実施する場合には、当該外国（第二条第四項に規定する機関がある場合にあつては、当該機関）と協議して、実施する区域の範囲を定めるものとする。

4| 第一項及び前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(国会の承認)

第五條 基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施する後方支援活動、搜索救助活動又は船舶検査活動については、内閣総理大臣は、これらの対応措置の実施前に、これらの対応措置を実施することにつき国会の承認を得なければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで当該後方支援活動、搜索救助活動又は船舶検査活動を実施することができる。

2 前項ただし書の規定により国会の承認を得ないで後方支援活動、搜索救助活動又は船舶検査活動を実施した場合には、内閣総理大臣は、速やかに、これらの対応措置の実施につき国会の承認を求めなければならない。

3 政府は、前項の場合において不承認の議決があつたときは、速や

かに、当該後方地域支援、後方地域搜索救助活動又は船舶検査活動を終了させなければならない。

4 前三項の規定は、基本計画の変更（対応措置の終了に係るものを除く。）について準用する。この場合において、第一項中「当該基本計画に定める自衛隊の部隊等が実施する後方地域支援、後方地域搜索救助活動又は船舶検査活動の実施前に、当該基本計画（これらの対応措置に係る部分に限る。以下この条において同じ。）」とあるのは「当該基本計画のうち当該変更に係る部分に定める後方地域支援、後方地域搜索救助活動又は船舶検査活動の実施前に、当該部分」と、第二項中「当該基本計画」とあるのは「当該基本計画のうち当該変更に係る部分」と、前項中「当該後方地域支援」とあるのは「当該変更に係る後方地域支援」と読み替えるものとする。

5 内閣総理大臣は、第一項の規定による国会の承認を得た日から六月を経過する日を超えて引き続き当該承認に係る基本計画（基本計画の変更があつたときは、その変更後のもの）に定める後方地域支援、後方地域搜索救助活動又は船舶検査活動を実施しようとするときは、当該日の三十日前の日から当該日までの間に、当該基本計画につき、その時までに実施したこれらの対応措置の内容を記載した報告書を添えて国会に付議して、その承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会においてその承認を求めなければならない。

6 政府は、前項の場合において不承認の議決があつたときは、速や

かに、当該後方支援活動、搜索救助活動又は船舶検査活動を終了させなければならない。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

た要件を満たさないものとなった場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならぬ。

5 第三条第二項の後方地域支援のうち公海又はその上空における輸送の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者は、当該輸送を実施している場所の近傍において、戦闘行為が行われるに至った場合若しくは付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合又は当該部隊等の安全を確保するために必要と認める場合には、当該輸送の実施を一時休止し又は避難するなどして危険を回避しつつ、前項の規定による措置を待つのとする。

6 [略]

(後方地域搜索救助活動の実施等)

第七条 防衛大臣は、基本計画に従い、後方地域搜索救助活動について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。

2 防衛大臣は、前項の実施要項において、実施される必要がある後方地域搜索救助活動の具体的内容を考慮し、自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるように当該後方地域搜索救助活動を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)を指定するものとする。

3 後方地域搜索救助活動を実施する場合において、戦闘参加者以外

活動についての第二条第四項の同意が存在しなくなったと認める場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。

5 第三条第二項の後方支援活動のうち我が国の領域外におけるものの実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者は、当該後方支援活動を実施している場所又はその近傍において、戦闘行為が行われるに至った場合又は付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合には、当該後方支援活動の実施を一時休止するなどして当該戦闘行為による危険を回避しつつ、前項の規定による措置を待つのとする。

6 [略]

(搜索救助活動の実施等)

第七条 防衛大臣は、基本計画に従い、搜索救助活動について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。

2 防衛大臣は、前項の実施要項において、実施される必要がある搜索救助活動の具体的内容を考慮し、自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるように当該搜索救助活動を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)を指定するものとする。

3 搜索救助活動を実施する場合において、戦闘参加者以外の遭難者

の遭難者が在るときは、これを救助するものとする。

4 後方地域搜索救助活動を実施する場合において、実施区域に隣接する外国の領海に在る遭難者を認めるときは、当該外国の同意を得て、当該遭難者の救助を行うことができる。ただし、当該海域において、現に戦闘行為が行われておらず、かつ、当該活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる場合に限る。

5 前条第四項の規定は実施区域の指定の変更及び活動の中断について、同条第五項の規定は後方地域搜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者について準用する。

〔削る〕

〔削る〕

6 第一項の規定は、同項の実施要項の変更（前項において準用する前条第四項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。）について準用する。

7 前条の規定は、後方地域搜索救助活動の実施に伴う第三条第三項後段の後方地域支援について準用する。

が在るときは、これを救助するものとする。

〔新設〕

4 前条第四項の規定は、実施区域の指定の変更及び活動の中断について準用する。

5 前条第五項の規定は、我が国の領域外における搜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「次条第四項において準用する前項」と読み替えるものとする。

6 前項において準用する前条第五項の規定にかかわらず、既に遭難者が発見され、自衛隊の部隊等がその救助を開始しているときは、当該部隊等の安全が確保される限り、当該遭難者に係る搜索救助活動を継続することができる。

7 第一項の規定は、同項の実施要項の変更（第四項において準用する前条第四項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。）について準用する。

8 前条の規定は、搜索救助活動の実施に伴う第三条第三項後段の後方支援活動について準用する。

(安全の確保等)

第七条の二 防衛大臣及びその他の関係行政機関の長は、対応措置の実施に当たっては、その円滑かつ効果的な推進に努めるとともに、対応措置の職務に従事する者の安全の確保に配慮しなければならない。

(関係行政機関による対応措置の実施)

第八条 前三条に定めるもののほか、防衛大臣及びその他の関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、対応措置を実施するものとする。

(国以外の者による協力等)

第九条 [略]

2 [略]

3 関係行政機関の長は、前二項の規定により協力を求め又は協力を依頼するに当たっては、その協力の種類及び内容に応じ、安全の確保に配慮しなければならない。

4 政府は、第一項又は第二項の規定により協力を求められ又は協力を依頼された国以外の者が、その協力により損失を受けた場合には、その損失に関し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

[新設]

(関係行政機関による対応措置の実施)

第八条 前二条に定めるもののほか、防衛大臣及びその他の関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、対応措置を実施するものとする。

(国以外の者による協力等)

第九条 関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、地方公共団体の長に対し、その有する権限の行使について必要な協力を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、国以外の者に対し、必要な協力を依頼することができる。
[新設]

3 政府は、前二項の規定により協力を求められ又は協力を依頼された国以外の者が、その協力により損失を受けた場合には、その損失に関し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(武器の使用)

第十一条 第六条第二項（第七条第七項において準用する場合を含む。）の規定により後方地域支援としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられ、又は第七条第一項の規定により後方地域搜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、その職務を行うに際し、自己若しくは自己と共に当該職務に従事する者又はその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

〔削る〕

〔削る〕

(武器の使用)

第十一条 第六条第二項（第七条第八項において準用する場合を含む。第五項及び第六項において同じ。）の規定により後方支援活動としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられ、又は第七条第一項の規定により搜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。第六項において同じ。）若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器（自衛隊が外国の領域で当該後方支援活動又は当該搜索救助活動を実施している場合については、第四条第二項第三号二又は第四号二の規定により基本計画に定める装備に該当するものに限る。以下この条において同じ。）を使用することができる。

2 前項の規定による武器の使用は、当該現場に上官が在るときは、その命令によらなければならない。ただし、生命又は身体に対する侵害又は危険が切迫し、その命令を受けるとまがなないときは、この限りでない。

3 第一項の場合において、当該現場に在る上官は、統制を欠いた武器の使用によりかえって生命若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、当該武器の使用が同項及び次項の規定に従いその目的の範囲内において適正に行われ

2| 前項の規定による武器の使用に際しては、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

〔削る〕

ることを確保する見地から必要な命令をするものとする。

4| 第一項の規定による武器の使用に際しては、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

5| 第六条第二項の規定により後方支援活動としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられ、又は第七条第一項の規定により搜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、外国の領域に設けられた当該部隊等の宿営する宿营地（宿営のために使用する区域であつて、囲障が設置されることにより他と区別されるものをいう。以下この項において同じ。）であつて合衆国軍隊等の要員が共に宿営するものに対する攻撃があつた場合において、当該宿营地以外にその近傍に自衛隊の部隊等の安全を確保することができる場所がないときは、当該宿营地に所在する者の生命又は身体を防護するための措置をとる当該要員と共同して、第一項の規定による武器の使用をすることができる。この場合において、同項から第三項まで及び次項の規定の適用については、第一項中「現場に所在する他の自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。第六項において同じ。）若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者」とあるのは「その宿営する宿营地（第五項に規定する宿营地をいう。次項及び第三項において同じ。）に所在する者」と、「その事態」とあるのは「第五項に規定する合衆国軍隊等の要員による措置の状況をも踏まえ、その事態」と、第二項及び第三項中「現場」とあるのは「宿营地」と、次項中「自衛隊員」とあるのは「自

〔削る〕

別表第一（第三条関係）

種類	〔略〕
内容	〔削る〕
種類	〔削る〕
内容	〔削る〕
種類	〔削る〕
内容	〔削る〕

衛隊員（同法第二条第五項に規定する隊員をいう。）とする。
 6 自衛隊法第九十六条第三項の規定は、第六条第二項の規定により後方支援活動としての自衛隊の役務の提供（我が国の領域外におけるものに限る。）の実施を命ぜられ、又は第七条第一項の規定により搜索救助活動（我が国の領域外におけるものに限る。）の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官については、自衛隊員以外の者の犯した犯罪に関しては適用しない。

別表第一（第三条関係）

種類	〔略〕
内容	宿泊設備の利用、寝具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
種類	保管
内容	倉庫における一時保管、保管容器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
種類	施設の利用
内容	土地又は建物の一時的な利用並びにこれらに類する物品及び役務の提供
種類	訓練業務
内容	訓練に必要な指導員の派遣、訓練用器材の提供

	<p>備考</p> <p>一 輸送には、我が国として輸送することが適當でないものとして政令で定める武器（弾薬を含む。）の輸送、これに係る輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供を含まないものとする。</p> <p>二 修理及び整備には、我が国として修理及び整備をすることが適當でないものとして政令で定める武器（弾薬を含む。）の修理及び整備、これに係る修理及び整備用機器並びに部品及び構成品の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供を含まないものとする。</p> <p>三 物品の提供には、武器（弾薬を含む。）の提供を含まないものとする。</p> <p>四 物品及び役務の提供には、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないものとする。</p> <p>五 物品及び役務の提供は、公海及びその上空で行われる輸送（傷病者の輸送中に行われる医療を含む。）を除き、我が国領域において行われるものとする。</p>
--	---

別表第二（第三条関係）

<p>並びにこれらに類する物品及び役務の提供</p>	<p>備考 物品の提供には、武器の提供を含まないものとする。</p>
----------------------------	------------------------------------

別表第二（第三条関係）

備考 一 輸送には、我が国として輸送することが適当でないものとして政令で定める武器（弾薬を含む。）の輸送、これに係る輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供を含まないものとする。 二 修理及び整備には、我が国として修理及び整備をするに 適当でないものとして政令で定める武器（弾薬を含む。）の修理及び整備、これに係る修理及び整備用機器並びに部品及び構成品の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供を含まないものとする。 三 物品の提供には、武器（弾薬を含む。）の提供を含まないものとする。 四 物品及び役務の提供には、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないものとする。	種類	内 容
	〔略〕	〔略〕

備考 物品の提供には、武器の提供を含まないものとする。	種類	内 容
	〔略〕	〔略〕

○重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第四百五十五号）〔抄〕（第二条関係）（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律</p> <p style="text-align: center;">（目的）</p> <p>第一条 この法律は、<u>周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号。以下「<u>周辺事態安全確保法</u>」という。）</u>第一条に規定する<u>周辺事態</u>に対応して我が国が実施する船舶検査活動に関し、その実施の態様、手続その他の必要な事項を定め、<u>周辺事態安全確保法と相まって、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「<u>日米安保条約</u>」という。）</u>の効果的な運用に寄与し、我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">（定義）</p> <p>第二条 この法律において「船舶検査活動」とは、<u>周辺事態安全確保法</u>第一条に規定する<u>周辺事態</u>に際し、貿易その他の経済活動に係る</p>	<p style="text-align: center;">重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律</p> <p style="text-align: center;">（目的）</p> <p>第一条 この法律は、<u>重要影響事態（重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号。以下「<u>重要影響事態安全確保法</u>」という。）</u>第一条に規定する<u>重要影響事態</u>をいう。以下同じ。）又は国際平和共同対処事態（<u>国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号。以下「<u>国際平和協力支援活動法</u>」という。）</u>第一条に規定する<u>国際平和共同対処事態</u>をいう。以下同じ。））に対応して我が国が実施する船舶検査活動に関し、その実施の態様、手続その他の必要な事項を定め、<u>重要影響事態安全確保法及び国際平和協力支援活動法と相まって、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（定義）</p> <p>第二条 この法律において「船舶検査活動」とは、<u>重要影響事態又は国際平和共同対処事態</u>に際し、貿易その他の経済活動に係る規制措</p>

規制措置であつて我が国が参加するものの厳格な実施を確保する目的で、当該厳格な実施を確保するために必要な措置を執ることを要請する国際連合安全保障理事会の決議に基づいて、又は旗国（海洋法に関する国際連合条約第九十一条に規定するその旗を掲げる権利を有する国をいう。）の同意を得て、船舶（軍艦及び各国政府が所有し又は運航する船舶であつて非商業的目的のみに使用されるもの（以下「軍艦等」という。）を除く。）の積荷及び目的地を検査し、確認する活動並びに必要に応じ当該船舶の航路又は目的港若しくは目的地の変更を要請する活動であつて、我が国領海又は我が国周辺の公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。）において我が国が実施するものをいう。

（船舶検査活動の実施）

第三条 船舶検査活動は、自衛隊の部隊等（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八条に規定する部隊等をいう。以下同じ。）が実施するものとする。この場合において、船舶検査活動を行う自衛隊の部隊等において、その実施に伴い、当該活動に相当する活動を行う日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行っているアメリカ合衆国の軍隊の部隊に対して後方地域支援（周辺事態安全確保法第三条第一項第一号に規定する後方地域支援をいう。以下同じ。）として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供は、周辺事態安全確保法別表第二に掲げるものとする。

置であつて我が国が参加するものの厳格な実施を確保する目的で、当該厳格な実施を確保するために必要な措置を執ることを要請する国際連合安全保障理事会の決議に基づいて、又は旗国（海洋法に関する国際連合条約第九十一条に規定するその旗を掲げる権利を有する国をいう。）の同意を得て、船舶（軍艦及び各国政府が所有し又は運航する船舶であつて非商業的目的のみに使用されるもの（以下「軍艦等」という。）を除く。）の積荷及び目的地を検査し、確認する活動並びに必要に応じ当該船舶の航路又は目的港若しくは目的地の変更を要請する活動であつて、我が国が実施するものをいう。

（船舶検査活動の実施）

第三条 重要影響事態における船舶検査活動は、自衛隊の部隊等（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八条に規定する部隊等をいう。以下同じ。）が実施するものとする。この場合において、重要影響事態における船舶検査活動を行う自衛隊の部隊等において、その実施に伴い、当該活動に相当する活動を行う合衆国軍隊等（重要影響事態安全確保法第三条第一項第一号に規定する合衆国軍隊等をいう。）の部隊に対して後方支援活動（同項第二号に規定する後方支援活動をいう。以下同じ。）として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供は、重要影響事態安全確保法別表第二に掲げるものとする。

〔削る〕

〔周辺事態安全確保法に規定する基本計画に定める事項〕

第四条 船舶検査活動の実施に際しては、次に掲げる事項を周辺事態安全確保法第四条第一項に規定する基本計画（以下「基本計画」という。）に定めるものとする。

一 〔略〕

二 当該船舶検査活動を行う自衛隊の部隊等の規模及び構成

三・四 〔略〕

五 当該船舶検査活動の実施に伴う前条後段の後方地域支援の実施に関する重要事項（当該後方地域支援を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項を含む。）

2

国際平和共同対処事態における船舶検査活動は、自衛隊の部隊等が実施するものとする。この場合において、国際平和共同対処事態における船舶検査活動を行う自衛隊の部隊等において、その実施に伴い、当該活動に相当する活動を行う諸外国の軍隊等（国際平和協力活動法第三条第一項第一号に規定する諸外国の軍隊等を含む。）の部隊に対して協力支援活動（同項第二号に規定する協力支援活動をいう。以下同じ。）として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供は、国際平和協力活動法別表第二に掲げるものとする。

〔基本計画に定める事項〕

第四条 重要影響事態における船舶検査活動の実施に際しては、次に掲げる事項を重要影響事態安全確保法第四条第一項に規定する基本計画に定めるものとする。

一 〔略〕

二 当該船舶検査活動を行う自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに当該船舶検査活動又はその実施に伴う前条第一項後段の後方支援活動を外国の領域で実施する場合には、これらの活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の装備及び派遣期間

三・四 〔略〕

五 当該船舶検査活動の実施に伴う前条第一項後段の後方支援活動の実施に関する重要事項（当該後方支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項を含む。）

六〔略〕

〔削る〕

六〔略〕

2 国際平和共同対処事態における船舶検査活動の実施に際しては、次に掲げる事項を国際平和協力支援活動法第四条第一項に規定する基本計画に定めるものとする。

一 当該船舶検査活動に係る基本的事項

二 当該船舶検査活動を行う自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに当該船舶検査活動又はその実施に伴う前条第二項後段の協力支援活動を外国の領域で実施する場合には、これらの活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の装備及び派遣期間

三 当該船舶検査活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

四 第二条に規定する規制措置の対象物品の範囲

五 当該船舶検査活動の実施に伴う前条第二項後段の協力支援活動の実施に関する重要事項（当該協力支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項を含む。）

六 その他当該船舶検査活動の実施に関する重要事項

3 船舶検査活動又は重要影響事態における船舶検査活動の実施に伴う前条第一項後段の後方支援活動若しくは国際平和共同対処事態における船舶検査活動の実施に伴う同条第二項後段の協力支援活動を外国の領域で実施する場合には、当該外国（重要影響事態安全確保法第二条第四項又は国際平和協力支援活動法第二条第四項に規定する機関がある場合にあつては、当該機関）と協議して、実施する区域の範囲を定めるものとする。

〔削る〕

(船舶検査活動の実施の態様等)

第五条 防衛大臣は、基本計画に従い、船舶検査活動について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等による実施を命ずるものとする。

2・3 [略]

4 周辺事態安全確保法第六条第四項の規定は、実施区域の指定の変更及び活動の中断について準用する。この場合において、同項中「第三条第二項の後方地域支援」とあるのは、「船舶検査活動」と読み替えるものとする。

[削る]

5 第一項の規定は、同項の実施要項の変更(前項において準用する周辺事態安全確保法第六条第四項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。)について準用する。

(船舶検査活動の実施の態様等)

第五条 防衛大臣は、前条第一項又は第二項の基本計画(第五項において単に「基本計画」という。)に従い、船舶検査活動について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等による実施を命ずるものとする。

2・3 [略]

4 防衛大臣は、実施区域の全部又は一部において、自衛隊の部隊等が船舶検査活動を円滑かつ安全に実施することが困難であると認める場合又は重要影響事態において外国の領域で実施する船舶検査活動についての重要影響事態安全確保法第二条第四項の同意若しくは国際平和共同対処事態において外国の領域で実施する船舶検査活動についての国際平和協力支援活動法第二条第四項の同意が存在しなくなったと認める場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。

5 前項に定めるもののほか、防衛大臣は、実施区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなつた場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。

6 第一項の規定は、同項の実施要項の変更(前二項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。)について準用する。

6 周辺事態安全確保法第六条の規定は、船舶検査活動の実施に伴う第三条後段の後方地域支援について準用する。

(武器の使用)

第六条 前条第一項の規定により船舶検査活動の実施を命ぜられ、又は同条第六項において準用する周辺事態安全確保法第六条第二項の規定により船舶検査活動の実施に伴う第三条後段の後方地域支援としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、その職務を行うに際し、自己若しくは自己と共に当該職務に従事する者又はその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

7 重要影響事態安全確保法第六条の規定は重要影響事態における船舶検査活動の実施に伴う第三条第一項後段の後方支援活動について、国際平和協力支援活動法第七条の規定は国際平和共同対処事態における船舶検査活動の実施に伴う第三条第二項後段の協力支援活動について、それぞれ準用する。

(武器の使用)

第六条 前条第一項の規定により船舶検査活動の実施を命ぜられ、又は同条第七項において準用する重要影響事態安全確保法第六条第二項の規定により重要影響事態における船舶検査活動の実施に伴う第三条第一項後段の後方支援活動としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられ、若しくは前条第七項において準用する国際平和協力支援活動法第七条第二項の規定により国際平和共同対処事態における船舶検査活動の実施に伴う第三条第二項後段の協力支援活動としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員(自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。第五項において同じ。)若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器(自衛隊が外国の領域で当該船舶検査活動又は当該後方支援活動若しくは当該協力支援活動を実施している場合については、第四条第一項第二号又は第二項第二号の規定により基本計画に

〔削る〕

〔削る〕

2| 前項の規定による武器の使用に際しては、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

〔削る〕

定める装備に該当するものに限る。以下この条において同じ。）を使用することができる。

2| 前項の規定による武器の使用は、当該現場に上官が在るときは、その命令によらなければならない。ただし、生命又は身体に対する侵害又は危難が切迫し、その命令を受けるとまがないときは、この限りでない。

3| 第一項の場合において、当該現場に在る上官は、統制を欠いた武器の使用によりかえって生命若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、当該武器の使用が同項及び次項の規定に従いその目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をするものとする。

4| 第一項の規定による武器の使用に際しては、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

5| 自衛隊法第九十六条第三項の規定は、前条第一項の規定により船舶検査活動（我が国の領域外におけるものに限る。）の実施を命ぜられ、又は同条第七項において準用する重要影響事態安全確保法第六条第二項の規定により重要影響事態における船舶検査活動の実施に伴う第三条第一項後段の後方支援活動としての自衛隊の役務の提供（我が国の領域外におけるものに限る。）の実施を命ぜられ、若しくは前条第七項において準用する国際平和協力活動法第七条第二項の規定により国際平和共同対処事態における船舶検査活動の実施に伴う第三条第二項後段の協力支援活動としての自衛

隊の役務の提供（我が国の領域外におけるものに限る。）の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官については、自衛隊員以外の者の犯した犯罪に関しては適用しない。